

## 輸入畜産物等を収納する海上コンテナの取り扱い要領について

昭和 44 年 8 月 20 日 44 動 検 第 1455 号

昭和 48 年 9 月 29 日 48 動検甲第 1371 号 (一部改正)

令和 6 年 5 月 16 日 6 動 検 第 149 号 (一部改正)

海上コンテナを利用して輸出入される畜産物等に対する家畜伝染病予防法の規定にもとづく輸出入検疫は、昭和 43 年 8 月 28 日付け 43 動検第 1469 号による実施要領により実施してきたところであるが、海上コンテナによる貨物の輸送も漸次その形態が画一化されてきたことから、当該コンテナの構造、機能等を考慮のうえ、今後は前記要領にかえて別記の要領により実施することとしたのでご了知のうえ関係者に衆知徹底をはかり、遺憾のないよう指導されたい。

なお、本要領は昭和 44 年 9 月 1 日から実施するので併せてご了知願いたい。

### 別 記

#### 輸入畜産物等を収納する海上コンテナの取り扱い要領

家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第 40 条および第 46 条の規定にもとづいて行なう畜産物等の検査および検査にもとづく処置を行なうための海上コンテナの動物検疫上の取り扱いは、この要領により実施することとする。

#### 1. A コンテナについて

##### (1) A コンテナの定義

輸入畜産物等の輸送に利用される海上コンテナのうち、動物検疫において適性と認められるもの（以下「A コンテナ」という。）は、次の各事項に適合するものとする。

(ア) 反復、永続して使用できる強固な構造であること。

(イ) 輸送途中、コンテナの積み替えが開扉することなく実施でき、封印可能であること。

(ウ) 輸送途中、家畜の伝染性疾病の病原体等をコンテナ外に散逸するおそれがないと認められること。

(エ) コンテナ内外の消毒等の処置が容易に実施できること。

##### (2) A コンテナの取り扱い

家畜防疫官は、A コンテナを使用して畜産物等を輸入しようとする者（代理者を含む。以下同じ。）から輸入検査申請書（所要の記載事項の他、使用コンテナの種類、記号、番号等を備考欄に記入したもの。）およびカーゴリスト（あるいはそれに準ずるもの。）の提出を求め、それらについて確認、照合のうえ、その者に対し次の事項を含む防疫上の指示を与え必要な措置をとることとする。

ア. Aコンテナを到着港内における法第 40 条第 3 項の家畜防疫官の指定した場所（以下「検査場所」という。）へ輸送する場合は、特に必要と認める場合を除き指示を省略して実施させるものとする。

イ. Aコンテナを到着港以外の検査場所あるいは法第 40 条第 3 項の但し書による農林水産大臣の指定する場所（以下「指定場所」という。）へ輸送する場合は、仕向地を確認のうえ、その順路および方法を指示して実施させるものとする。この場合、収納された畜産物等が消毒等の処置を必要とすると認められるものは、原則として到着港の検査場所において検査及び消毒等の処置終了後実施させるものとするが、輸出国政府機関の発行する検査証明書の添付があり、かつ、Aコンテナであることが確認されたものについては、別記様式の表示を行なって、前記に準じて実施させることができるものとする。

## 別記様式

動物検査所確認票	NO. _____	
	(指示書)	
	年 月 日	
このコンテナは、家畜の伝染病の病原体を散逸しないことが確認されたが、輸送中に破損等の異常を発見した場合は直ちに下記に届け出ること		
動物検査所	家畜防疫官（氏名）	印
Tel: _____		

注 用紙は 10cm×15cm 程度の耐水性のものとし、赤枠で囲むこと。

## 2. Bコンテナについて

### (1) Bコンテナの定義

輸入畜産物の輸送に利用される海上コンテナのうち、前述のAコンテナ以外をBコンテナとする。

### (2) Bコンテナの取り扱い

家畜防疫官は、Bコンテナを使用して畜産物等を輸入しようとする者から前記1の(1)にあげた関係書類の提出を求めそれらについて確認、照合のうえ、次の区分により取り扱い、これに防疫上の指示を与え、必要な措置をとることとする。

ア. 法施行規則（以下「規則」という。）第 43 条の表にかかげる地域以外の地域から輸入された畜産物等を収納するBコンテナの取り扱い。

(ア) Bコンテナを到着港内における検査場所へ輸送する場合は、当該コンテナの輸送中、家畜防疫官が、家畜の伝染性疾病の病原体等をコンテナ外に散逸するおそれがないよう措置されていると認められた場合は、特に必要と認められた場合を除きその状態で実施させるものとする。

(イ) Bコンテナを到着港以外の港の検査場所あるいは指定場所へ輸送する場合は、到着港の検査場所で検査のうえ、仕向地の確認可能なものに限り、防疫上必要な指示を与えて実施させるものとする。

イ. 規則第 43 条の表にかかげる地域からまたは同地域を経由して輸入された畜産物等を収納する B コンテナの取り扱い。

(ア) Bコンテナを到着港における検査場所へ輸送する場合は、原則として本船から直接または艀輸送とするが、検査場所が当該コンテナ・ヤードに隣接する場合は、当該コンテナの輸送中、家畜防疫官が家畜の伝染性疾病の病原体等をコンテナ外に散逸することがないように措置されていると認められたものについて陸上輸送を許可することとする。

(イ) Bコンテナを到着港以外の検査場所あるいは指定場所へ陸上輸送する場合は、到着港の検査場所で検査および必要な処置を行ない、かつ、仕向地ならびに輸出国政府機関の発行する検査証明書の確認可能なものに限り、防疫上必要な指示を与えて実施させるものとする。

### 3. 検査および検査にもとづく処置

#### (1) 検査

家畜防疫官が A および B コンテナにより輸入された畜産物等の検査を行なう場合は、前記各項を含む家畜防疫官の指示事項の履行を確認のうえ実施することとする。

#### (2) 畜産物等の消毒

家畜防疫官は、A および B コンテナにより輸入された畜産物等の検査の結果、消毒等の処置を要すると認められた場合は輸入者に対しその指示を与え実施させるが、A コンテナにおいて畜産物等を当該コンテナに収納したままこれらの処置が可能と認められる場合は、その状態で実施させるものとする。

#### (3) コンテナの消毒

家畜防疫官は畜産物等を収納した A および B コンテナについて当該畜産物等の搬出後十分に消毒を実施するよう関係者を指導することとする。

#### (4) 前記の証明書の発行

輸入された畜産物等の搬出消毒後、前記(3)の消毒について関係者からその証明書を要求された場合は、消毒実施についての確認を行ない発行することとする。